

**一般社団法人 日本臨床試験学会 役員選任規定  
改訂履歴**

| セクション       | 変更前<br>平成22年4月30日  | 変更後<br>平成30年7月3日  | 変更理由                       |
|-------------|--|---|----------------------------|
| 標題          | 一般社団法人 日本臨床試験研究会 役員選任規定<br><u>平成22年3月8日施行</u><br><u>平成22年4月30日改訂</u>                                     | 一般社団法人 日本臨床試験学会 役員選任規定<br><u>平成22年3月8日施行</u><br><u>平成22年4月30日改訂</u><br><u>平成30年7月3日改訂</u>   | 改訂日の追記<br>「研究会」⇒「学会」への名称変更 |
| 第3条(選挙人)    | 選挙人名簿作成時点の個人及び法人正会員は、選挙権を有する。<br>2 法人正会員は、1法人につき選挙権1とする。   | 選挙人名簿作成時点の個人正会員は、選挙権を有する。   | 定款変更により法人正会員を削除            |
| 第9条(投票)     | 選挙人は立候補者名簿より役員を選び、委員会が定める投票用紙を用いて投票する。<br>3 選挙人は、投票用紙を選挙日(消印有効)までに委員会へ郵送する。                              | 選挙人は立候補者名簿より役員を選び、委員会が定める投票方法に従い投票する。<br>3 選挙人は、 <u>第5条に定めた選挙日(投票の締切日)までに投票を完了する。</u>   | 電子媒体での投票に変更のため             |
| 第11条(投票の効力) | 次の投票は無効とする。<br>(1) 正規の投票用紙および封筒を用いていないもの<br>(2) 立候補者以外の者を記名したもの<br>(3) 選挙日以降の消印のもの<br>(4) その他の選任規定に反するもの | 第11条(投票の効力)→削除  | 電子媒体での投票に変更のため             |
| 第12条(当選人)   | 選挙において有効投票数を多数得た者から順に当選人とする。<br>2 同数の有効投票を得た者については、抽選により当選人を決定する。<br>3 抽選は委員会が行う。                        | 第11条(当選人)選挙人は次の方法により当選人を決定する。<br>(1)理事候補者または監事候補者の数が、定款に定めた数の範囲内であるときには、信任投票を行い、投票人の過半数の信任を得た者を当選人とする。<br>(2)理事候補者または監事候補者の数が、定款に定めた数を超えるときには、定款に定める数までの人数を連記する方法による投票を行い、得票順に定款で定めた数の上限までを当選人とし、得票数が同数となった場合には抽選により当選人を決定する。 | 当選人決定方法の変更<br>信任投票の追加      |
| 附則          | 本規定は、平成22年3月8日から施行する。<br>本規定は、平成22年4月30日から改訂施行する。  | 本規定は、平成22年3月8日から施行する。<br>本規定は、平成22年4月30日から改訂施行する。<br>本規定は、平成30年7月3日から改訂施行する。  | 改訂施行日の追記                   |